

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C工場において、自動車部品の製造業務に従事していた。

請求人によれば、昭和〇年から平成〇年頃にかけて、自動車マフラー生産工程において、洗浄、エアブロー、拭き取り、塗装ブースへの搬入・搬出、スプレーによる修正塗装業務を行っており、その際使用したジクロロメタン、キシレン、エチルベンゼン、トルエン等の薬品にばく露したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し、「自己免疫性溶血性貧血」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、自動車部品製造工程において、有害な化学物質にばく露したため本件疾病を発症した旨主張しており、以下検討する。

(2) E医師は、「LDH高値、間接ビリルビン高値、直接クームス試験陽性から温式自己免疫性溶血性貧血と考えた。」として、請求人に発症した疾病は本件疾病と診断しており、また、F医師も「貧血と黄疸を示し、検査でヘモグロビン濃度低下、網赤血球增加、血清間接ビリルビン値上昇、骨髄赤芽球增加を認め、さらに直接クームス試験陽性であり、本件疾病と診断できる。」と述べており、当審査会としても、請求人の疾病及び検査結果等から、請求人に発症した疾病は本件疾病であると判断する。

(3) 本件疾病の発症機序は、複数の要因がかかわり未だ明らかにされてはいないところ、請求人の本件疾病的発症原因について、E医師は「薬剤性自己免疫性溶血性貧血の可能性は否定できないが、抗生物質等誘因となるものは数か月以内には投与されていないと思われる。」と薬剤性自己免疫性溶血性貧血には否定的な所見を述べるとともに、「膠原病等自己免疫疾患に続発することが知られており、シェーグレン症候群との関連は否定できない。」と述べ、また、F医師は「本件疾病発症と同じくしてインフルエンザAに罹患しているが、感染が始まると考えられる〇月になっても貧血が改善していないことから、インフルエンザ感染が発症の契機であっても原因となったとは考えにくいが、否定はでき

ない。」とウィルス性の可能性も示唆しながら、「シェーグレン症候群とも診断されていることから、広範な自己免疫機序による疾患の一部として本件疾病が発症したとするのが妥当と考えられる。」と述べ、シェーグレン症候群等自己免疫疾患との関連を所見している。

(4) また、業務による化学物質のばく露と本件疾病との関係について、E医師は「ジクロロメタン、キシレン、エチルベンゼン、トルエン等の薬剤との関連は不明である。」と述べ、F医師は「請求人が使用した薬品には、(溶血性貧血を発症する) 化学物質は含まれていない。」と述べ、両医師ともに請求人が取り扱っていた化学物質のばく露と本件疾病発症との因果関係を否定しており、G医師は「本件疾病と石綿ばく露及び有機溶剤ばく露との関連は不明。」と述べ、さらに「シェーグレン症候群と石綿ばく露及び有機溶剤ばく露との関連は不明。」と述べている。

この点、請求人が業務において取り扱い、ばく露したと考えられる化学物質については、請求人の申し立て等一件書類から、当審査会においても、決定書に記載のとおりであると判断するところ、本件疾病発症との因果関係が明らかとなっている化学物質は認められず、同じくシェーグレン症候群との因果関係が考えられる化学物質も認められない。

(5) 以上のことから、当審査会としても、請求人に発症した本件疾病は、シェーグレン症候群等自己免疫疾患の一部として発症したものと考えるのが相当であって、その自己免疫機序の変調が業務による化学物質のばく露に起因するものと認めるることは困難であり、本件疾病が業務上の事由によるものと認めるることはできないものと判断する。

(6) なお、請求人の主張及び審査資料を子細に検討したが、会社から提出された化学物質に誤りがある等の請求人の指摘を含め上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。